

平成 2 0 年 第 3 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第3回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年3月18日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長(教育政策・学校管理担当)	
兼 学 校 管 理 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学校教育・人権教育担当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教職員・教育センター担当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ども 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 崎 敏 孝 君
教 育 政 策 課 長	向 井 裕 彦 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	真 鍋 あ け み 君
子 ども 政 策 課 長	長 沢 均 君
子 ども 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ども 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
(幼稚園担当)	
子 ども 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	
(生涯学習事業担当)	黒 田 正 記 君
中 央 図 書 館 長	大 浜 訓 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立小・中学校設置条例改正の件
- 日程第 3 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件
- 日程第 4 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市学童保育に関する条例改正の件
- 日程第 7 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 8 箕面市特別支援(養護)教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等改正の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 12 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会附属機関の会議の傍聴に関する要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市立小中学校教職員厚生会補助金交付要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市立幼稚園支援教育実施要綱制定の件
- 日程第 18 平成20年度(2008年度)箕面市教育実施方針策定の件
- 日程第 19 平成20年度(2008年度)箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件
- 日程第 20 平成20年度(2008年度)箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件
- 日程第 21 平成20年度(2008年度)箕面市病後児相談医の委嘱の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一

- 般会計補正予算（第7号）の件
- 日程第23 箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第24 平成20年度（2008年度）箕面市立小・中学校管理職（校長及び教頭）の任免に関する内申に伴う報告の件
- 日程第25 平成20年第2回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第26 教育長職務代理者の報告

（午後2時30分開会）

委員長（小川修一君）：ただ今から、平成20年第3回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長（小川修一君）：次に日程第2、報告第4号「箕面市立小・中学校設置条例改正の件」、日程第3、報告第5号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件」及び、日程第4、議案第7号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」、並びに、日程第5、議案第8号「箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することとします。

議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稲野公一君）：報告第4号「箕面市立小・中学校設置条例改正の件」については、箕面市立止々呂美小学校及び止々呂美中学校が、新築移転されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部

改正を市長に要請したものです。また、報告第5号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件」については、箕面市立止々呂美小学校及び止々呂美中学校が、新築移転されることに伴い、同校の屋内運動場の使用料を改定するため、本条例の一部改正を市長に要請したものです。本来、条例改正を市長に要請するにあたっては、教育委員会会議でご審議いただくものでありますが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。次に、議案第7号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」については、平成20年度から学校の屋内運動場等設備の使用に関する使用許可事務等を簡素化するとともに、減免等の規定をより明確化するなど、関係規定を整備するため、本規則を改正しようとするものです。次に、議案第8号「箕面市立学校施設開放事業実施要綱改正の件」については、新築移転する箕面市立止々呂美小学校及び止々呂美中学校のテニスコートを新たに開放施設に加えるとともに、これまで試行と位置づけていた学校施設開放事業を本格実施とし、申請事務等を簡素化するなど、関係規定を整備するため、本要綱を改正しようとするものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第4号、報告第5号及び議案第7号並びに議案第8号を採決します。本件のうち、報告第4号及び報告第5号は報告どおり承認することとし、議案第7号及び議案第8号は原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件の報告については報告どおり承認され、議案については原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第6号「箕面市学童保育に関する条例改正の件」及び、日程第7、議案第9号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長(小川修一君) : 異議なしと認め、一括審議することとします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長(水野賢治君) : 報告第6号「箕面市学童保育に関する条例改正の件」については、箕面市立止々呂美小学校において学童保育を実施するため、本条例の一部改正を市長に要請したものです。本来、条例改正を市長に要請するにあたっては、教育委員会会議でご審議いただくものでありますが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。次に、議案第9号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」については、学校教育法の一部を改正する法律による大阪府立盲、聾、養護学校の名称変更に伴い、平成20年4月1日から「養護学級」の呼称を「支援学級」に改める旨の通知が大阪府からあったことから、本規則中の「養護学級」の用語を「支援学級」に改め、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第6号及び議案第9号を採決します。本件のうち、報告第6号は報告どおり承認することとし、議案第9号は原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件の報告については報告どおり承認され、議案については原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第8、議案第10号「箕面市特別支援(養護)教育就学奨励費給付要綱改正の件」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長(稲野公一君) : 本件は、「養護学級」の呼称を大阪府教育委員会において「支援学級」に変更することに決定されたことに伴い、関係規定を整備するため、本要綱の一部を改正しようとするものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：従来は分かれていたが、特別支援ということで、一括になりましたが、そのことによる内容の変更はありますか。

人権教育課長（笹川実千代君）：大阪府も同じですが、障害教育の「ともに学び、ともに育つ」という内容については、変わりません。名称が「支援学級」「支援教育」と平成20年4月から変更することになりました。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第10号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第9、議案第11号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市立桜保育所の民営化に伴い、箕面市教育委員会公印規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第11号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありますか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第10、議案第12号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、平成20年度から行政職給料表が適用される職域に新たな職として「総括主事」が設置されること等に伴い、関係規定の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：この件に関する根拠法令はあるのですか。

教育政策課長（向井裕彦君）：市の職名規則と同様に新たに、主事と主査の間に総括主事の職名を加えようとするものです。

委員長（小川修一君）：該当するのは何名ほどですか。

教育次長（重松剛君）：今後3年間で約2百数十人になります。教育

委員会における人数は把握していませんが、この4月からの予定では、全体で70人ほどが、各職場に配置されることになります。

委員（白石裕君）： 関連ですが、指導主事の場合は、その指導主事のトップとして総括指導主事という職名を県のレベルでよく見ます。そういう意味では、「総括」と付くとトップの人なのかなと思うのですが。でも、主査と主事の間には総括主事があるということは、とりまとめなどの仕事になるのですか。

学校教育課長（若狭周二君）： 大阪府の場合は、総括主査ということがあります。または、指導主事の主任を主任指導主事といい、首席指導主事が課長補佐に相当します。府の場合は、「総括」である場合は、指導主事の上司となります。その上司が、「首席」となります。

教育次長（重松剛君）： 主査、担当主査、課長補佐を監督職、課長級以上を管理職といいます。今回の総括主事は、一般職である主事のリーダー格となります。名称は、他市では「副主査」という表現を使っているところもありますが、箕面市では、「総括主事」という名称を使いました。

委員長（小川修一君）： この名称は、市町村において、統一されるものではないということですね。箕面市独自のものですね。仕事の面では、共通するところはあるでしょうが、名称そのものは、市独自のものだと考えていいのですか。

教育次長（重松剛君）： いくつかの市で「総括主事」を使用しているところがありますが、特に何かに規定されて「総括主事」としなければならないということはありません。各市町村によって異なっています。

委員（白石裕君）： 第3条第5項ですが、「上司の命を受け、担当事務を処理する。」とありますが、この場合の上司は誰ですか。

教育次長（重松剛君）： 一般的には、決裁権を持つ担当主査や課長補佐、課長となります。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第12号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第11、議案第13号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に

求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、箕面市立保育所に勤務する調理員の勤務時間の割り振りの変更に伴い、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： 今回の改正は、現実とそぐわない状態であるためですか。支障となることがあったのですか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）： 保育所においては、土曜日も開所しているため、調理員も土曜日に勤務する必要があります。その場合、半日勤務をする必要がありますので、このような規定にさせていただき、土曜日は、フルタイムでは勤務しませんが、半日勤務として、2回勤務すると1日勤務したこととします。

委員長（小川修一君）： 要するに実状にあわせたということですね。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）： はい。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第13号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第12、議案第14号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（森井國央君）： 本件は、学校教育法の改正に伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正をしようとするものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第14号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第13、議案第15号「箕面市教育委員会附属機関の会議の傍聴に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市教育委員会の附属機関の会議の傍聴の手続き及び対象会議の見直しに伴い、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第15号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第14、議案第16号「箕面市立小中学校教職員厚生会補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（森井國央君）：本件は、箕面市立小中学校教職員厚生会への補助金改定に伴い、関係規定を整備するため、本要綱を改正しようとするものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：教職員厚生会とは、具体的にはどのようなものなのでしょうか。

教職員課長（森井國央君）：市の職員厚生会と同じで、教職員の福利厚生を目的として活動しています。会員の負担と補助を1対1として、予算を組み、職員のレクリエーション活動や文化活動、また、健康診断の補助をする活動をしています。

委員長（小川修一君）：この会への入会は任意ですか。

教職員課長（森井國央君）：任意ですが、ほぼ100%加入しています。

委員長（小川修一君）：歴史としてはどのくらいですか。

教職員課長（森井國央君）：今年度で29年目となります。

委員長（小川修一君）：今回の改正については、厚生会からの要望ですか。

教職員課長（森井國央君）：そうではなく、市職員厚生会の補助金の見直しで、削減の動きがあり、これにあわせて教職員厚生会も補助金の減額としました。先ほど、運営費については、会員負担と補助金で1対1と申しましたが、今後の比率については、会費を多く取りながら運営することになるかもしれないと思っています。

委員長（小川修一君）：この件についての会の承諾は得ているのですか。

教職員課長（森井國央君）：これまで、いろいろと事業の削減をしてきましたが、年度初めに理事会及び総会があり、このような方向性にあることは説明しています。

委員長（小川修一君）：了解を得た上でのことだと思っていいですか。

教職員課長（森井國央君）：この件については、先に予算が決定しましたので、事後承諾となりますが、このような傾向にあることは理事会及び総会では説明していますので、そこで反対になるとは思っていません。

委員（坂口一美君）：補助金の削減ということは、運営にあたっての内容もある程度吟味されると思うのですが、いかがですか。

教職員課長（森井國央君）：来年度の事業については、これから見直していくことになるのですが、甲慰金や退会の祝い金などの給付金は2年ほど前にすべて廃止してきました。レクリエーション活動などに充てていくことになるかと考えています。

委員長（小川修一君）：他に、ないようですので、議案第16号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第15、議案第17号「箕面市母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、平成20年度から学童保育の延長利用を実施するに当たり、児童の保護者等の迎えを要件としていることから、学童保育の延長利用に係る迎えを母子・父子家庭ホームヘルプサービスの対象とするため、本要綱の一部改正を提案しようとするものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第17号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第16、議案第18号「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、民間保育所に交付する補助金の見直しに伴い、関係規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第18号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第17、議案第19号「箕面市立幼稚園支援教育実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼稚園担当専任参事に求めます。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：本件は、日常生活に困難を感じ、支援を必要としている幼児が、箕面市立幼稚園での保育において、主体的に活動し、豊かに生きる力と心を育むための支援教育の実施に関し、必要な事項を定めるため、本要綱の制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：1点目ですが、第3条に規定されている支援教育推進員はどのような人なのか。また、第6条の障害児介助員はどのような人なのか。同じ人であってもおかしくないのではありませんか。2点目ですが、小学校以上であれば、特別支援教育や特別支援の学校ということで、ある意味、別枠のような教育を行ってききましたが、幼稚園の場合は、合同保育にするのか、そうじゃないのか、とよく言われますが。これは、全員が一日一緒に幼稚園で過ごすのか。それとも、別のプログラムがあって、一時期だけ一緒に全員で過ごすのか、そのあたりがはっきりしていないと、非常にやりにくいのではないかと思うのですが、いかがですか。

幼稚園担当専任参事（津田善寿君）：1点目ですが、推進員は、幼稚園の園務分掌に園長が指名して、教諭がその職責を担うことにしています。現在でも、人権教育担当者など職務をそれぞれの職員に割り振りをして

います。障害児介助員については、アルバイトで幼稚園教諭の免許を持っている方を採用して充てています。2点目の幼稚園での保育のあり方については、学校と違い、養護学級を作らずに一つの保育室の中で障害のあるなしにかかわらず、保育を実施しており、障害の程度によっては、介助員がフォローしながら、保育を実施しています。

子ども部総務次長（中村信隆君）：この要綱の第4条第6項第2号にある「箕面市早期療育事業実務者会議」で、幼稚園で障害児保育を受けている子どもたちについては、様態を臨床心理士などが見るなどして、集団保育が適切という判断をいただき、その判断をいただいた子どもを保育所や幼稚園で保育していますので、現在のところ、集団保育の中で、そのお子さんなりの成長をしていると認識しています。

委員（坂口一美君）：実施要綱の内容としては、制度に則って作られているのでいいと思うのですが、具体的に幼稚園の現場で、専門的な知識を持っている人が、アルバイト採用の幼稚園教諭の免許を持っている人だということですが、支援教育に精通した人の関わりが現場では、非常に薄いような印象を受けます。ですから、実施要綱としては、このような形になるのかもしれませんが、現場でのお子さんの扱いについて、一緒に保育される子どもたちについての配慮を考えると、もう少し内容的に専門性を持っている方が現場で教育ができるようにならないでしょうか。

子ども部長（奥山勉君）：このたび、新しい要綱を制定する形でお願いしていますが、基本的に、これまでも障害児の入園決定に当たっては、システムとしてはありました。今回は、支援教育の観点も含めて、今までの取組を整理し、体系化して、改めて、4月からスタートさせていきたいと思っています。それが1点前提としてあります。それと、毎年、各幼稚園においても、教育要領に基づいて指導計画を作っています。その中で、特に、フォローを必要とされるお子さんについては、元の障害児の早期療育の分野でいろいろとフォローのあり方など議論いただき、引き続き、幼稚園や保育所に行かれてもその関係性は、ずっと持っています。同時に現場においても、個々の支援体制については、推進会議や現場でも検討を重ねてもらおうと同時に、専門機関との調整などについては、これまでも行っています。今回は、そのあたりを少し体系化させていただいたということです。ご指摘いただいたように、少し明確にすべき点や現場において配慮すべき点については、今回の要綱の制定にあわせて、次年度以降の指導計画等においても反映させていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

今回は、今まであったものを少し新たな視点も加え、整理をさせていただき、制定という形で臨んでいきたいと思っておりますので、その点のご理解をお願いいたします。

委員（坂口一美君）：例えば、小学校の教育現場では、校務分掌で教職員がいくつもの役割分担を負担しており、特別支援教育のコーディネーターの役割をしている方もいますが、なかなか校内での検討会議が開催されにくい状況であるそうです。特別支援教育は非常に大事なものだと思えます。大事だからこそ、幼稚園の中で、職員の研修も含めて、園全体として支えていかないといけないと考えるのですが。そうすると、制定を急いでいるのはよくわかりますが、もう少し、中身の吟味や現場での体制づくり、研修制度のあり方や理解が必要ではないでしょうか。それが両輪で、はじめて現場に定着していくのではないかと思うのですが。

子ども部総務次長（中村信隆君）：体制的に整えつつある検討会ですが、この中で、様々な取組方の検討を今後していかなければならないと考えています。ご指摘いただいた点もふまえながら、検討会での課題として進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

教育次長（重松剛君）：保育所はしっかりと体系化しているものがあるのですが、幼稚園にはないという指摘を議会でされましたので、幼稚園で今まであったものをもう少し体系化しようとして、この要綱を作成しました。同時に現在、これと平行して行っていますのが、保育所には障害児保育の手引きがあるのですが、幼稚園には支援教育の手引きがないということで、各幼稚園では、支援教育のそれぞれの分野で少しの規定はあるのですが、幼稚園の園長、主任、教諭がまとめたものをそれぞれの段階で検討して、3月中に支援教育の手引きを保育所に倣ったような形で作る作業をしています。各幼稚園のスタッフすべてがこの問題に関与していますので、改めて意識醸成をしていると思っていいただいたらどうかと思います。

委員長（小川修一君）：坂口委員のご指摘の点も踏まえて、今後進めていくことをここで確認しておきたいと思えます。

委員長（小川修一君）：それでは、他にないようですので、議案第19号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第18、議案第20号「平成20年度（2008年度）箕面市教育実施方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、平成20年度における箕面市の教育の実施目的及び方向性を示すため、平成20年度（2008年度）箕面市教育実施方針の策定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：以前から言ってきたことですが、生涯学習についてですが、生涯学習ということがいわれていながら、なかなか言葉どおりにはいかない。社会教育になってしまっている。生涯ということですが、幼稚園あたりからずっと、学校教育と社会教育が結びついて、生涯学習といえるのだろうと思うのですが。なかなか難しいのですが、やはり生涯学習として進めるのであれば、社会教育ではそれにはならないと思いますので、学校教育や家庭との結びつきは、ずっと課題だったし、これからも課題だと思うのですが、そのつながりについてどう考えているのか、どのような展望を持ってつなげていくのか、教えてください。

生涯学習課長（小西敏広君）：生涯学習をどのようにとらえ、箕面市で実施していくかについては、非常に議論があるところで、社会教育委員会議を中心として、箕面市の今後の生涯学習推進の基本計画を策定しようと、平成19年5月から議論を積み重ねているところです。国は、生涯学習とは、学校教育も家庭教育も含んだ幅広い概念で定義付けをしていますが、学校教育、家庭教育以外の教育、いわゆる、社会教育について、箕面市では、その理念を尊重しながら、多様な学習機会を展開しています。平成19年度中に計画を策定しようと取り組んできたのですが、学校教育、家庭教育との連携も含めてどのようにしていくかという議論を積み重ねているところですので、箕面でより一層、生涯学習社会の理念が実現していく形で整理をしていきたいと思っています。

委員（白石裕君）：あまり難しく考えなくても、例えば、土曜日などに地域の方々が子どもたちにいろんなことをしてくださっています。あれも立派な生涯学習ですね。成人と子どもがふれあってお互いに学んで成長していく。あのような取組をもっと積極的に生涯学習という

形に位置づけていくことであれば、本市は、生涯学習を実施していると思うのです。私の希望としては、せっかく実施しているが、大人と子どもが結びついて、実質、生涯学習になっているのですから、これをもっと評価してこの中に入れてもいいのではないかと思うのです。この実施方針の中身は、社会教育になっていると思うので、本市で行っているのは、生涯学習ですから、それを謳って、織り込んでいけば、評価するところがたくさんあるのではないかと思うのです。

生涯学習部長（井上隆志君）： ご指摘のとおり、家庭教育も含めて、生涯を通じた学習という概念ですので、すべて含まれると思います。しかし、この実施方針の中での整理としては、ご指摘のとおり社会教育としています。本来的には、生涯学習としてすべてを網羅した形での整理をすべきだと思うのですが、実施方針では、その一部として社会教育として整理をさせていただいています。学校教育と社会教育とした整理の仕方をさせていただいているというご理解をいただきたいと思います。

委員長（小川修一君）： 全体の構成上のことから、編纂の方針で、社会教育としたということですね。概念的には、白石委員がおっしゃるとおり、生涯学習はもっと幅広いとらえ方が必要です。その点も配慮しながら、毎年言っておりますが、この方針を現場にいかに浸透させるかということが大きな眼目だと思います。現場の職員一人ひとりが自分のものとして教育実践の中に取り入れていくための方法を講じていく必要があると思います。現場で管理職から、一般の職員に向けて徹底する機会を持ってもらっていると思いますが、より一層、徹底するようにしてほしいと希望します。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第20号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第19、議案第21号「平成20年度（2008年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）： 本件は、箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任期満了に伴い、学校保健法第16条第3項の規定に基づき、新たに学校医・学校歯科医・学校薬剤師を

委嘱する必要が生じたため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：前年度との交替者は2名ということですが、交替の理由は何ですか。

学校教育課長（若狭周二君）：お亡くなりになったためです。

委員長（小川修一君）：そのケースに限られるのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：原則、そうです。

委員長（小川修一君）：推薦を受けての委嘱になるのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：箕面市医師会等の推薦に基づいて、委嘱しています。

委員（白石裕君）：以前にも質問しましたが、心の問題で悩んでいる子どもが増えていますね。カウンセラーの先生もいるのですが、精神科医に診ていただきたいと思う家庭もあると思うのですが、正直言いますと、なかなか行きにくいのですね。そこで、それを個人に任せおくべきなのか。それとも市としてこのような問題が起きたときには、このような医者に相談に行ってはどうかと情報を出しているのかどうか。そのような情報は必要だと私は思うのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、箕面市では、「エムス」（教育医療支援システム）として精神科医に学校の子どもたちの様子や学校での生活の中での相談をする機関を持っていますので、学校から相談があった場合、また、家庭から学校を通じて相談があった場合は、精神科医との相談の機会を持っています。

委員（白石裕君）：それについては、各家庭はご存じですか。

学校教育課長（若狭周二君）：基本的には、学校の生活上での相談になっていますので、担任の先生や校医が、心の問題がある場合は、家庭に相談の上で対応しています。すべての家庭にということではありませんが、学校生活の中で不適応なことがあれば、学校側が察知して、関係機関につなぐこととしています。

委員長（小川修一君）：白石委員は、保護者がその問題に当たったときに、心安らかに相談できる体制ができているのかということをご心配になっていると思うのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：「ひとりで悩まないで」という相談リーフレットを4月に保護者に配布しています。その中には、教育相談などの一覧があります。また、もみじだよりにも掲載されていますの

で、保護者にご覧いただき、対応していけるようにしています。

委員長（小川修一君）： 箕面市では、これまでも先進的に取り組んできていると私は思うのですが、ご家庭で心おきなく申し出ることができる窓口を設ける必要があると思います。心の問題は家庭だけですることができにくいところがある。解決の糸口を求めて窓口がどこなのか、気安く行くことができるか、そこが大きなポイントになると思います。教育委員会としてだけでなく、学校現場でも、保護者からの声があったときに十分な受けの体制を作っておくべきだと思います。

教育推進部長（森田雅彦君）： 子どもたちの心の問題については、学校では、スクールカウンセラーや担任の先生がいろんな相談に乗っていただいています。また、スクールカウンセラーから学校の先生方に子どもがこのようなことで悩んでいると連携をとっていただいています。また、「エムス」は、箕面市医師会の協力をいただきながら、平成13年度から進めています。啓発方法については、リーフレットやもみじだよりを通じて、今後とも行っていきたいと思います。教育委員会や学校、医師会、保護者の方などのいろんなネットワークを通じて支援をしていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第21号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第20、議案第22号「平成20年度（2008年度）箕面市立保育所嘱託医の委嘱の件」及び、日程第21、議案第23号「平成20年度（2008年度）箕面市病後児保育相談医の委嘱の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することとします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）： 本件については、箕面市立保育所の嘱託医及び箕面市病後児保育相談医の任期満了に伴い、新たに医師の委嘱をする必要が生じたため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第22号及び議案第

23号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第22、報告第7号「箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、平成19年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計予算の補正を箕面市長に要請する必要性が生じましたが、本来、補正予算を市長に要請するにあたっては、教育委員会会議でご審議いただくものでありますが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : この時期ですから、新規事業は難しいということでしたが、この案件の中で、困ったことなどはなかったですか。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 平成19年度の補正予算ですので、新規事業であれば、繰越前提での計上となります。通常はあり得ないパターンなのですが、補助金の申請などで今、ノミネートした方がいいですよと府教委を通じて情報提供がありましたら、イレギュラーですが、繰越を前提で計上することもあります。本来ですと、20年度当初予算に組むべきところを前倒ししていますので、通常の場合だと、場合によっては、一部カットされることもありますが、補助金は安定しているので、このような特殊なケースだけ補正予算をします。それ以外は、契約差金や不要額の減額となっています。

委員長(小川修一君) : ほかにないようですので、報告第7号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第23、報告第8号「箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、この間、事前協議会等で、その概要を説明していますが、平成20年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、平成20年度箕面市一般会計予算を市長に要請したものです。本来、当初予算を市長に要請するにあたっては、教育委員会会議でご審議いただくものでありますが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員（白石裕君）：箕面市では、学校により自立的な運営をしておうと多くの金額を学校に補助しているとあるのですが、どの項目に入っているのか教えていただきたい。また、義務教育国庫負担金で従来、国が2分の1負担だったのが、3分の1に変わりました。そのことによって心配されるのが、府の負担になりますが、教員の給与です。給与がどうなるのか、教えてください。

学校管理課長（稲野公一君）：1点目の学校の予算ですが、各学校の管理運営事業が、学校での教育活動や施設の維持管理に必要な教材類や修繕代や備品を措置しています。従来ですと、学校管理課で一括で計上して、枠だけを学校に示していたものが、保育所、幼稚園のように各学校に予算が付いていますので、支出命令書を学校で発行し、校長先生までの決裁をもらって支払いをします。チェックは学校管理課で行っていますが。学校で予算内容についても一定の範囲内で自由に組んでいただいて、執行も自らの責任で行うことができるとなっています。光熱水費や電話代については、学校によって、足りなかったり、余ったりすることがありますので、今までどおり学校管理課で一括して管理しています。従来と額が増えているということはないのですが、学校で自由に要求し、執行してもらおうことができ、学校の権限が拡が

ったということです。

委員（白石裕君）： 全く市の予算と関係ないことを聞いていますが、教員の給与は、要するに国が3分の1負担するのですが、従来と違ってきているので、府の予算も厳しい話がありますので、教員の給与がどうなるのか心配なものですから。急に質問しましたので、後で教えていただければと思います。

教職員課長（森井國央君）： 現時点では、特に大きく変わることはありません。

委員長（小川修一君）： ほかにないようですので、報告第7号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第24、報告第9号「平成20年度（2008年度）箕面市立小・中学校管理職（校長及び教頭）の任免に関する報告の件」については、「附属機関の会議の非公開の基準を定める規則」第2条第8号に定める「意思形成過程の情報であり、公開することにより、当該事業の目的が著しく損なわれるもの」に該当するため、会議を非公開とし、また、事務局職員についても、本案件の説明者のみといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き』の規定により、ただいまから会議を非公開といたします。

（傍聴人及び本案件の説明者以外の事務局職員退席）

（非公開により審議）

（傍聴人及び退席事務局職員の入室）

委員長（小川修一君）： 次に、日程第25、報告第10号「平成20年第2回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る2月12日に開催されました平成20年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第10号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第26、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者教育次長に報告を求めます。

教育次長（重松剛君）： （議案書185頁により報告）

豊能地区都市教育委員研修会について

委員の皆様にも参加いただきましたが、大阪大学総合学術博物館は非常にいい展示をされている施設でした。箕面市の小・中学校でも施設見学をするべきではないかと思いました。豊中市教育センター所長の話は、一芸に秀でた、教師にインパクトを与える研修も必要であるかなとの印象を受けました。

平成19年度大阪府市町村教育委員会教育長会議について

平成20年度における市町村教育委員会に対する要望事項の説明がありました。

平成19年度豊能地区教育長協議会研修会について

神戸親和女子大の新保准教授に講演いただきました。

平成20年第1回箕面市議会定例会について

現在、箕面市議会が開催中ですが、施政方針に対する代表質問があり、4人の会派の代表者から質問がされました。

また、3月7日に文教常任委員会も開催され、教育推進部では、学校への公用車の配置やエレベーターの問題、生徒指導支援加配の配置の効果についての質問がありました。子ども部では、子育て支援センターの東部地域への設置についての考え方、次世代支援行動計画の策定について、子ども部創設の効果についての質問がありました。また、幼稚園の定員の充足率が悪い状況ですが、この活性化についての質問がありました。生涯学習部では、現在検討しています、（仮称）市民大学の開設の問題や生涯学習推進基本計画の策定状況について質問がありました。

教育推進部の行事について

21日の「小中一貫教育カリキュラム等検討チーム会議」については、指導主事が大変な作業をしていますが、学校長からも小中一貫教育のカリキュラムについては、何らかの形で充実させる必要があるとの提言もいただいております。来年度できれば指導主事1名を増強して、小中一貫教育カリキュラム専属の指導主事として配置しようと考えています。

## 子ども部の行事について

14日の「箕面市早期療育臨時実務者会議」では、障害がある子どもたちの保育所・幼稚園への入所・入園の協議を行っています。また、16日には、「青少年健全育成市民大会」を開催し、24人の表彰者がありました。また、同日「桜保育所民営化三者懇談会」では、桜保育所の民営化をスムーズに行うために、法人や市職員、保護者などとかなり綿密な打ち合わせをしていただいています。

## 生涯学習部の行事について

総合型地域スポーツクラブの設立の準備を進めているところです。また、行事報告ではありませんが、3月10日に、スカイアリーナの利用者が心停止があったのですが、スカイアリーナのスタッフが設置されているAED(自動除細動機)を使って蘇生を試み、消防の救急隊に引き継ぎ、無事蘇生されたということがありましたので、報告しておきます。

委員長(小川修一君) : この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等がありますでしょうか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 議案書の訂正をお願いします。議案書5ページの議案第5号となっておりますが、報告第5号の間違いです。従いまして、市長に要請する旨の提案文となっておりますが、1ページのように報告する旨の提案分に差し替えさせていただきます。申し訳ございませんでした。

委員長(小川修一君) : 以上で、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案17件、報告7件は、すべて議了いたしました。

委員長(小川修一君) : 今日はいよいよ4月からスタートする小中一貫教育について、これまでの取組や実際にスタートするに際しての状況等をしっかりと把握したいと思います。

(若狭教育推進部次長よりパワーポイントを使用して説明)

委員長(小川修一君) : 今の説明について、質問をしますが、従来の学校制度である6・3制を4・3・2区分に移行する理由を教えてください。

学校教育課長(若狭周二君) : 6・3制で義務教育を行っていますが、小学校、中学校での枠で取り組んできた教育内容、教育方法などを小

学校1年から4年までを前期、小学校5年から中学校1年までを中期、中学校2年から3年までを後期として、4・3・2区分でこの間、見直してきた経緯があります。学校設置上、止々呂美小・中学校については、従来どおりです。指導の区分として、4・3・2区分にします。これにより、小学校の先生と中学校の先生方の子どもに対する指導観や学力観、いわゆる子ども観に一貫性、継続性が担保されるということです。小学校5年から中学校1年までの中期の子ども観をいかに教職員自身が共通認識できるかが、小中一貫教育の土台になります。4・3・2区分の根拠は、4点あります。1点目は、子どもたちの学力形成の特質から判断しました。反復と徹底と応用、そして、いわゆる「10歳の壁」を踏まえ、前期4年、中期3年、後期2年としました。2点目は、心身の発達の加速化です。昔と今とではおそらく2、3年は成長が早まっていると聞きますので、その加速化に対応しようと考えました。3点目は、生徒指導上の諸課題が顕在化するのが10歳です。小学校5年、6年は、思春期と相まって、自分を認めてくれないとか、自分を認めて欲しいという気持ちが強いときですから、不登校やいじめの諸課題が顕在化してきます。箕面市では、小学校5年、6年、中学校1年が同じような傾向があるとわかりましたので、4・3・2区分としました。4点目は、子どもたちの脳の発達の観点からです。これは、ある学者の説ですが、脳の発達からカリキュラムを考える場合には、小学校低学年の場合は、理屈抜きで計算問題などの単純な技能を習得させるのにふさわしい時期である。同時に、中・高学年になりますと、徐々に論理的な思考が芽生える時期と考えることができる。この4点を踏まえて、箕面市の施設一体型の小中一貫教育においては、4・3・2区分で指導方法、教育内容を見直しました。他の中学校区でも、4・3・2区分での指導方法は考えます。まず、モデル校である施設一体型で導入しようということです。

委員(白石裕君)：小中一貫校は責任を持って成功させなければならぬと思うのですが、いろいろと課題があることは確かです。理系はわかりませんが、文系の大学生をみていると、伸びる学生と伸びない学生の違いは、あまりに教えられすぎた学生は、大学に入って伸びないようです。精密なカリキュラムを作ることで、それに則って行うのはいいのですが、子どもの思考力や判断力を主体的なものとしてつけるようにしなければ、具合悪いのではないかと思うのが、一つです。2点目は、レベルは違いますが、中高一貫校は必ずしもうまくいっているとは限りません。うまくいっていないケースを見ながら、どこが

うまくいっていないのかを改めて検討しなければならないと思います。3点目は、かつては、小学校と中学校の一つの区切りの良さもあったと思います。小中一貫校では、そのようなことがなくなるのですが、そのようなことを防ごうとして、いろいろ試みがあるとのことですが、10歳の2分の1成人式などを工夫されている学校もあると聞きました。そのようなことで、課題もあるが、プラス面も非常に多いと思うのですが、改めて、導入する利点を確認しておきたいのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：小中一貫教育は、それ自体が目的ではありません。現在の箕面の教育を今以上に充実させたいための具体的な手段だと考えています。今後の箕面を担ってもらう「みのおっ子」たちにより質の高い、内容のある、判断力・思考力をつけることができることも含めた様々な内容のある教育を行っていくための方法であると、事務局は考えています。この4月開校の施設一体型の「とどろみの森学園」をモデルとし、他の中学校区では、校区連携型を進めてきますが、平成23年度には、彩都地区に、府内公立でおそらく2番目となる施設一体型の小中一貫校が予定されています。小中一貫教育の導入によって、まず、教職員の意識が変わります。それによって、子どもが変わります。地域の方、保護者も変わります。しいては、学校が変わる大きな力になるということで、小中一貫教育を推進したいと考えています。

委員（坂口一美君）：平成15年度から5年間かけて、止々呂美小・中学校では、大阪府の小中一貫教育の研究指定を受けてきたと聞きましたが、開校後の研究や実践に取り組まれていくための、新たな研究体制などは、どのように展開していくのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：平成15年度から、大阪府から「明日を開く学校づくり事業」を受けました。また、平成16、17年度は「小中一貫教育推進事業」を同時に大阪府から受けました。そのように小中一貫教育に向けて取り組んできました。また、平成18年度以降については、事務局で小中一貫教育カリキュラム等検討チーム会議を設置し、そのメンバーの一員として、止々呂美小・中学校の先生方にも加わっていただき、さらに、市教育研究会小中合同部会で一貫教育カリキュラムの検討、また、教育センターの研究員による小学校活動のカリキュラムの検討、教材の作成に取り組んできました。次年度からは、文部科学省の研究開発学校の指定を受ける予定ですが、研究テーマは、「小中一貫した教育課程及び指導方法の研究開発」として、申請し、現在内示を受けたところです。

委員長（小川修一君）：今までの説明でわかってきましたが、全市的に普遍していこうとする動きであることは明言していますので、期待されるところは大きいと思います。期待されるものを全うしていこうとすれば教育委員会としても努力が必要ですし、何よりも、実践していく当該の学校の努力が欠かせないと思います。そのような意味で、我々も支援できるところは、していかなければならないところは実感しています。4月からスタートして、試行錯誤があると思いますが、それをクリアしながら、教育委員会として、これまでの取組をさらに深めていく必要があると思います。

学校教育課長（若狭周二君）：事務局としては、文部科学省からの研究開発学校として、当該学校を支援していきたいと思います。これは、現行の教育課程の基準に拠らない教育課程の編成実施が可能となりますので、内示段階ですが、新たな教科を計画しています。もう1点は、小中一貫教育を市内全ての小中学校における教育活動の共通の柱とすることです。そのため、本市における今後3年間を見越した小中一貫教育の具体的推進計画として「箕面市小中一貫教育推進計画」の策定に向けて現在努力しているところです。本市の財産である従来からの小中連携をしっかりと踏まえつつ、小中一貫教育の推進に努めたいと思います。そのためには、学校現場の先生方の協力、市教育研究会等の研究機関との連携、また、われわれ教育委員会との「オール箕面」で是非とも「小中一貫教育」を有効に活用したい。有効に活用しつつ、箕面の教育内容、教育活動等の一層の充実を図るつもりです。

委員長（小川修一君）：教科担任制を中期で取り入れますが、従来であれば、中学校になってから始まることですが、効用や人員配置については、どうなっていますか。

教職員課長（森井國央君）：人員配置については、小・中の両方で指導できるように可能な限り小・中の教諭免許を持っている方の配置を考えています。一度に全ては無理ですので、少しずつとなりますが。また、兼務体制として、小・中学校の先生方に兼務発令をして、現在も乗り入れで指導していただいています。そのようなことを積極的に進めていきたいと思います。

委員長（小川修一君）：兼務体制をとることで、法制的に不具合はないのですか。

教職員課長（森井國央君）：大阪府が許可をしていますので、免許があれば、その範囲内の指導は可能だということです。

教育推進部長（森田雅彦君）：学校運営体制での話になりますが、文

部科学省や大阪府教育委員会と協議、調整して、平成19年度から校長1名、教頭3名として、9年間を見通した学校運営ができる体制を整えています。先生方も小学校文化と中学校文化でお互いの良さがわかるのに時間がかかります。日野学園や呉中央学園でもこれについて大変時間がかかったと聞いていますので、今年度職員室を一つにして、学校行事や子どもたちの様子などを話していく中でお互いの良さや大変さがわかっていただいたと思います。なお、平成20年度からについては、大阪府には、小中学校それぞれに児童・生徒指導支援加配を配置することを、また、箕面市には、生徒指導担当者の授業補助者を新たに配置することをお願いしています。平成21年度からは、研究開発校委嘱に伴い、文部科学省から1名新たに加配をいただく予定です。学校と連携を取りながら、パイロット校として、教育委員会も全力を挙げて支援して、その成果をそれぞれの中学校区の連携にも生かしていきたいと思っています。また、平成23年建設予定の彩都地区小中一貫校にも財産として伝えていきたいと思っています。

委員長（小川修一君）： この体制を学校でがんばってもらって、我々も適宜なアドバイスや支援をしていくことを確認しながら、4月以降の活動に期待したいと思っています。委員会あげてバックアップしながら方向性を定めて進めてもらえたらと思います。

委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成20年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後5時34分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕